

## 進学・就職に係る学長推薦に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本赤十字九州国際看護大学（以下、「本学」という。）の学部生（以下、「学生」という。）の進学・就職に係る学長推薦に関し必要な事項を定める。

### (選考委員会)

第2条 推薦の可否を審議するために、選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の構成は、次のとおりとする。

学長（選考委員長）、学部長（選考副委員長）、学務部長、教務委員長、学生支援委員長、事務局長、学務課長、その他学長が指名する者

(2) 委員長は、必要に応じて委員会を召集する。

### (推薦基準)

第3条 学長は、学生の就職にあたり、次号の全ての基準を満たす場合に推薦を決定する。

(1) 学生が受験を希望する施設等（以下、「施設等」という。）が指定する推薦基準がある場合は、当該基準を満たしていること。

(2) 推薦の申出日時点で、受験しようとする施設等が、第一志望であること。

(3) 卒業見込年次に進級した時点での通算 GPA が 2.3 以上であること。

(4) 全ての実習科目において、B 以上の評価を得ていること。

2 学長は、学生の進学にあたり、次号の全ての基準を満たす場合に推薦を決定する。

(1) 推薦の申出日時点で、受験しようとする教育機関等が、第一志望であること。

(2) 卒業見込年次に進級した時点での通算 GPA が 2.3 以上であること。

### (推薦の手順)

第4条 就職に係る推薦の手続きは、次の手順で行う。

(1) 施設等から学生の推薦について依頼があった場合、学務課を担当課とし、速やかに学生にこれを周知する。

(2) 学長推薦を希望する学生（以下、「志願者」という。）は、別紙様式を記載し、指定期日までに学務課に提出し、推薦の希望を申し出る。

(3) 学務課から前号の申出の報告を受けた学長は、選考委員会を招集し、施設等の指定人数の範囲内で、推薦の可否を審議し、これを決定する。

(4) 学務課は、志願者に対し、選考委員会の審議結果を通知する。

(5) 志願者は、選考委員会の結果をアカデミック・アドバイザーに報告し、必要に応じて推薦状の執筆を依頼する。併せて、推薦状の発行手続きを行う。

2 進学に係る推薦の手続きは、次の手順で行う。

(1) 志願者は、教育機関等への出願書類提出日の少なくとも1ヵ月前までに、アカデミック・アドバイザーに相談の上、別紙様式を記載して学務課に提出し、推薦の希望を申し出る。

(2) 学務課から前号の申出の報告を受けた学長は、選考委員会を招集し、推薦の可否を審議し、これを決定する。

(3) 学務課は、志願者に対し、選考委員会の審議結果を通知する。

(4) 志願者は、選考委員会の結果をアカデミック・アドバイザーに報告し、必要に応じて推薦状の執筆を依頼する。併せて、推薦状の発行手続きを行う。

### (推薦決定後の併願の制限)

第5条 志願者は、学長による推薦が決定した後、他の施設等を併願し受験することはできない。但し、進学については、この限りではない。

(内定・合格辞退の制限)

第6条 志願者が、施設等から内定を得た場合または教育機関等から合格を得た場合、原則としてこれを辞退することはできない。

(審議内容の不開示)

第7条 選考委員会における審議の内容については、開示しない。

(推薦の取消)

第8条 学長は、志願者が次号のいずれか該当する場合、推薦の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に、虚偽の記載があることが判明した場合。
- (2) 推薦基準を満たさない状況が生じた場合。
- (3) 懲戒処分を受けた場合。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。